

平成28年9月28日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成28年9月28日(水) 10時00分開会
11時58分閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、野畑直委員、
中面幸人委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
山田勝委員、岩崎健二委員
4. 事務局職員 議事係主査 大漣昭裕
5. 参 考 人 大川内良一 氏(下村区長)
6. 補助者 下村区三役
松崎勝雄 氏、出口勉 氏、柏木正信 氏
NPO鹿児島渚を愛する会
跡上岩市 氏
7. 会議に付した事件
・陳情第9号 脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情
・所管事務調査について
8. 議事の経過概要
別紙のとおり

議事の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

本日は、先の定例会で継続審査となっております陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について審査を行います。

これより審査に入りますが、先の委員会で決定したとおり、本陳情の提出者であります大川内良一氏を参考人として呼び出して、意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

ここでお諮りいたします。

出席を求めた参考人から補助者として下村区の三役であります松崎勝雄氏、出口勉氏、柏木正信氏、NPO鹿児島渚を愛する会から跡上岩市氏を同席させ、委員からの質疑内容によっては、補助者に答弁させたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、補助者の同席を許可することといたします。

それでは、参考人と補助者の出席をお願いします。

(参考人、補助者入室)

それでは、参考人の大川内良一氏、補助者の松崎勝雄氏、出口勉氏、柏木正信氏、跡上岩市氏に出席いただきました。

本日はお忙しいところ、本委員会の審査のため御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。

ここで、本委員会の審査状況に関して御報告いたします。

今回提出いただきました陳情については、6月27日の本会議で本委員会へ付託され、6月27日、7月1日、9月12日の委員会で審査を行ってまいりましたが、提出者の意見等も伺い、今後の審査の参考とするため、本日お越しいただきましたので、よろしくお願いたします。

それでは、陳情第9号 脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情の趣旨について、参考人から説明をお願いいたします。

大川内参考人

私のほうから代表して皆さんに説明申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、脇本海岸、片道3キロ、往復で6キロあるんですけども、それぞれに昔はですね、松の木があつて、きょう出席の皆さんもそれなりの思い出もある場所だと思います。そういう中で説明をさせていただきます。

まず一つ目には夜の海の家、夜の営業の問題。この問題につきましては、市役所関係部署と10年間議論をしてまいりましたけれども、その中で解決した部分も多くございます。ただ海の家の問題についてはですね、経営者が変わる度に問題が大きくなってきているということもございまして、今回陳情に至ったような経過でございます。一つには海の営業の問題はですね、やはり夏の海水浴に来られる利用者の皆さんにサービス

を提供すると、これについては我々地域も理解をいたしております。ただ内容的に一番の問題は夜の営業の問題ですね。当然、阿久根大島みたいに人家がなければ問題がないんですけれども、施設そして民家があると、そういう中で夜の営業をして、開始しますとどうしてもやはり利用される方々がお酒が入りますと声が大きくなったり、駐車場に入れば帰るときに当然、戸の開け閉め、パタンパタンですね。それとエンジンの音。そして家の中にライトが入ってくるというような問題がですね、年々やっぱし大きくなってきて、当然利用者が多くなれば多くなるほど問題も多くなっていくということです、一つ夜の営業についてはですね、やはり時間を守っていただいて、海を昼間に利用してもらう方々のサービスにとどめていただきたいと。特にバーベキューについてはですね、やはり春から夏にかけては南風、南西の風ということで全てが、煙がですね、家のほうに来ると。やはり近い家についてはですね、畳を一週間に1、2回拭かないと油ですね、ピカピカ光ってしまって、そういう極論申しますとそういう状況です。やはり10時、11時になりますと窓を閉めざるを得ないと。きょう出席の皆さんも朝早くは、みんな窓は開けると思います。その窓を開けられない。10時、11時からエアコンをつけざるを得ない。煙が全て家の中に入ってきます。陳情書の中にも出してございますが、家の中の隣の間に、部屋がですね、見えなくなるような煙の状況と言え皆さんも御理解できるかと思えます。それともう一つはですね、夜についての営業を中止を求めますということについては、皆さん御存じのとおり脇本海岸、ウミガメとシロチドリが上陸をしてまいります。特にウミガメ、シロチドリともにですね、絶滅危惧種です。そういうことでウミガメも過去には50回、55回というような上陸もあったんですけれども、ことしは残念ながら6回と、6回しか上陸をせずに3回だけ、3カ所だけ産卵が確認できました。その産卵もウミガメ、子亀がですね、かえったのは非常にふ化率が50パーセントを切ってしまっていると。平年であれば95パーセントくらいのふ化率があるんですけれども、1番卵を産んだところについては1割程度のふ化率しかなかったと。これは海の家とは直接的には関係はないと思うんですけど、やはり自然というものの厳しさですね、そういう雨が非常に多かったりとか、雨が全然降らなかったりとか、そういうものが大きく影響をしていると思います。ただウミガメの上陸についてはですね、やはり夜上がってきますので、やはり海の家が明かりが点いたり、利用客がわいわい騒いだりというのは過去にもウミガメが上がってきてるんですけども帰ってしまうというのは過去にも何回となくあります。それからシロチドリについてはですね、これを守るのは非常に難しいです。ウミガメよりも難しくてですね、卵は3個産むんですけれども砂と全く同じ保護色ということで、100人中99人は気がつかない。これを行政と守るのに四苦八苦いたしております。それとひながかえってもですね、なかなか親になるのは難しいということで、人が近づくとその場に伏せますので踏み殺されるというようなこと。ここあたりを自然との共生、利用者との共生、海の家との共生、ここあたりが一つの大きなネック、問題としてはあります。

それから2点目はですね、マリンスポーツということで出してございますけれども、マリンスポーツもですね、水上バイク、過去にはいろんな問題があって、10年超の中で協議する中で水上バイクについては北側のほうで区画を整理して、ここでやってくださいということで行政とは話し合いをし、そして現在に至っているわけなんですけれども、マリンスポーツでウミガメの場合は、1回上陸をしますと2回、3回、多くて4回までは卵を産んでくれますので、そこの海の中に生活をしていますね。そういうところにやはり問題が出てくるんであろうというふうに思います。

それから3番目、海の家建物の関係ですけれども、建物についてはですね、昔から建築法に基づいた建物では当然なくて、海を家のシーズンにあわせた建て方ということで、地域としては過去にもですね、墓石をやられたり、それから車、家をやられたりという苦い経験もございます。また最近台風もですね、ちよくちよく発生をいたしておりますけれども、東シナ海を北上する台風が来た場合はですね、ほとんどの海の家は屋根は飛ぶであろうというのは地域の皆さんは周知しているところです。要請としては他県、磯海水浴場もそうですけれども、海開きのシーズンが終われば家をほとけるような簡易な建物ですね、ほかの地域と一緒に。そういうものをしていただければありがたいなど。台風が来ても飛ばないよというようなものであればいいですけれども、海岸線で堤防の上となれば非常に風が強くなってまいりますので、ほとんどの屋根が今でも飛んでくる。今年の8月の25日の台風でですね、1店舗についてはほとんどの屋根が飛んで、バス通りを越してカンショ畑、それと商工観光課の看板、これは壊滅状態ですね。それとかぼちゃ畑、それとすぐ近くにある施設の物置場ですね。ここに大きな屋根が飛んできたということで、非常に危惧するところです。やはり大きな事故、そういうものがあってからは遅いということでこの海を家の建物についてもですね、支障のない、事故が起きないような取り組み、こういうものが大事であろうというふうに思います。

この大きく分けて3点ですね。一応、地域代表者としての説明に代えさせていただきます。

仮屋園一徳委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました陳情第9号について、参考人に対する質疑に入りますが、ここで、参考人にお知らせいたします。参考人からの発言については、挙手をして委員長と呼び、指名をされてからの発言をお願いします。

また、参考人は委員からの質疑にお答えいただきますが、参考人から委員への質疑はできませんので、あらかじめ御了承願います。

なお、参考人が補助者から答弁させる場合は、委員長へ補助者から答弁させる旨の申し入れをしてからをお願いします。

それでは、各委員から質疑がありましたらをお願いします。

中面幸人委員

今、参考人のほうからですね、説明がありまして全く言われるのがそのとおりでなというふうに思ったところでありましたが、3つ言われた中でですね、ウミガメとシロチドリですが、長い海岸ですよ、の中で今海の家等が3業者場所が決まっておりますけれども、ウミガメなんかはですね、それ以外にまだ折口海岸のほうとかですね、そっこのほうには上陸等はされないんですかね。やはり今の3業者が行っているところがやっぱり今までの過去の例からしたら多いということですか。

大川内参考人

3キロの中で過去には折口方面、岩船のほうですね、も結構多かったんですけども、今見ていただければわかるんですけども、草ぼうぼうなんですね。あそこの1キロちょっとについては、堤防は砂で埋まってありません。2メートル以上あった堤防がですね、砂で埋まっているんですね。だから岩船という岩があったんですよ。あれも何回か掘り返したんですけども、砂で埋まったでしょ。そういう感じなんです。草ぼうぼうですね、ウミガメ上陸するんですけども、ことしも3回上陸しましたそこに。草むらの上まで上がるんですけども穴を掘っても掘っても草の根で掘れない。だから中央のほ

うに移動してくるといのもありますし、私が15年間のウミガメの上陸を、記録をとってるんですけども、やはり人気のないのは今言われた岩船側なんですよ。私たちもそっちのほうとか北側のほうに上陸してもらいたいんですけども、毎年上がって、上陸してくる亀はですね、毎年同じ亀です。8割、9割。新たに参加する、新たに上陸するちゅうウミガメもいますけれども、去年上がってきた、おとし上がってきたウミガメは必ず上がってきます。上がってくる場所も第1回目は同じところに上がってきます。だから同じところのその30メートル圏内に上がってきます。それでぼちぼちだな、5月初めっていうのは大体予想がついて、予想どおり上がってきます。やはり脇本海岸っていうのは見てのとおり扇型、逆扇形になってるんですよ。それで折口側の店のあそこあたりがちょうど真ん中になるんです。3年、5年前はその海の家の床の下にも上がって卵を、床の下にも卵を産みよったんですけどね。だからやっぱり中心が多いんです。ただやっぱりいろんな環境、いろんな条件で離れてきているというのがここ4、5年の状況です。10年前とはかなり上陸場所が変わってきました。

以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

白石純一委員

本年は海の家の営業時間、そして駐車場の施錠時間は8時ということにされたようですけれども、本年については8時閉鎖で海の家側の状況は守られていたという御理解でしょうか。

大川内参考人

去年はですね、地権者との関係がございまして、駐車場のですね、地権者との関係で協議を行政とする中で状況を見た中で時間制限という形でさせていただきました。昨年初めてですね。北側の駐車場については6年くらい前に協議をした中でチェーンを張って管理をしてきたんですけども、その結果、南側の駐車場に夜みんなが行くもんですから、いろんな問題が発生するというので、あそこについてはもう皆さん御存じのとおり、名前を言ってもいいんですけども、鳥飼先生。鳥飼先生のごことは皆さん御存じだとおもうんですよ。あその記念碑があり、そして墓地があるんですね。やはりそこはそれなりのことをしていただかないとということ、時間制限という形でさせていただきました。1年目だったんである程度は予想しとったんですけども、なかなか時間を守ってもらえなかったというのは現実でしたね。だから8時というものがなかなか守れなかったというのはそのとおりです。それがあったもんだからことしは閉鎖と、地権者から閉鎖ということですね、閉鎖を前提に担当部署との協議ということになったのがことしの春でした。

以上です。

白石純一委員

ことしに関しては8時に施錠ということで、それが守られたという理解でよろしいのでしょうか。

大川内参考人

ほぼ守れたとは思ってます。私も一回一回確認はしてませんので、ただきょう出席をいただいている三役の皆さんやら、それから地域の皆さんからは連絡が、まだ閉まってないよっていうのは何回かは受けたことはあります。ただそれを確認っていうのはもうしませんでした、あえて。ただですね、行政と話し合いをする中で、地権者と一緒に話をす

る中ではですね、きょうも行政の資料はあるんですけども、夜が8時、朝が6時ということで決めたんですけども、看板のお願いも地権者のほうからされました。看板を後から見てみたら夜の8時だけしか書いてないんですね。朝の6時が書いてない。だから朝の6時というのがなかなか守れなかった。これについてはですね、海がしけたときにちょっと危ないなと思ったのが、サーファーの皆さんがですね、6時に開閉してないものだから、1時間くらい、30分。だからそこに車が5台、10台ってばあっと県道に並ぶんですね。非常に狭い道路ですから、県道はですね。事故がなければいいがなというのはちょっと感じたところでした。これについてはまた機会をもって担当部署と詰めはしてあって、また来年度の検討する問題だとは思いますが。

野畑直委員

お疲れ様です。この委員会の中で、最初陳情書をもって、7月1日に委員会を私たちはしました。その中でですね、平成27年度の駐車場の設置基準と平成28年度についての設置基準をいただいたわけですけども、今、参考人から説明があったようにですね、平成27年度について利用時間は午前8時から午後8時までというふうになっていたと。それでも陳情書も出ていたとおりにいろんな問題があって平成28年度の駐車場の設置基準については午前6時から午後6時までということを知って、私たちは海水浴場開きの時間もないことから今回はお互いに話をされ、7月12日ですか、話をされたみたいですけども、その中の説明をですね、私たちは9月12日の委員会で説明を課長から、商工観光課長から受けました。その中で今言われた施設時間について午後8時とするというふうになっておりましたので、私たちが聞いてたのは午後6時というふうにしてたんですけど、これはこれでそれぞれ話し合いの中で変更になったのかなと思ったんですが、この午後6時までが午後8時までとなったのはどういった経緯でこのようになったんですか。

大川内参考人

その後ですね、担当部署のほうからですね、海の家の方が管理組合をつくりましたということで、その管理組合の方と話し合いをしていただけないでしょうかということでありましたので、一方的でもいけないよねということでも集落三役、それから陳情者の皆さん10数名とですね、一応話をし、そして管理組合、行政と合同の話し合いを持ちました。その中で唐突ではあったんですけども、管理組合のほうで責任を持って鍵の管理をさせてくださいということできたもんですから、地権者の方はですね、なんでそんなことができるのってことで非常に怒られたんですが、ただ利用者を視点に捉えればですね、やはりある程度は譲歩せないかなというような地域の方もありましたので、一応夜は8時、朝は6時でいいですよと、そのかわり責任を持って取り組んでくださいということで結論を出した経過があります。

野畑直委員

もちろんその話し合いの中でそのようなことがあって午後8時というふうになったと思うんですけども、課長の説明でですね、先ほど参考人が言われた午前6時については全然、経緯の説明がないんですが、我々がもらった資料にはですね、先ほど参考人から午前6時の話もされましたけれども、設置基準についてはしっかりと午前6時からと書いてあるんですけども、先ほど参考人が言われたのとちょっと、午前6時については話し合いがなされなかったのかなというふうに私も感じたものですから、いろいろ海を家の3者ですか、そっちのほうで鍵を預かって午後8時に閉めるということも決定されたようですので、私たちがこのことについて陳情者であるたくさんの皆さん方がその

ような経緯で話をされて、唐突にということも含めてされたこのことはいいのかなと思っておりますけれども、今後も、ことしは終わりましたけれども来年についてもいろいろな問題が出てくるということで私たちに陳情がなされたものと思っておりますので、今後ともやはり地域と海の家が3者がですね、うまく話し合いをされていければ私たちは交流人口増につながることで思っておりますので、なるべく脇本海岸の海水浴場についてはですね、言葉は悪いですが、もめごとのないようであればやってもらいたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

濱崎國治委員

質問が重複するかもしれませんが、9月12日の産業厚生委員会での陳情問題についての課長からの説明があったわけですが、そこではあくまでも8時までには全員出てもらうようにしなければだめだということで、いろいろあったけれども午後8時に閉めるということを守るといって海の家がしっかり守るといって確約が取れば午後8時閉鎖という時間を守るといって承認をされたということであるんですが、ただ一つの、8月7日のイベント時には駐車場の問題で少々管理人及び監視人に苦情が多く寄せられたという報告を受けているということで、それから水上バイクの問題もこの日に報告されたんですが、私としてはこの午後6時が午後8時になったということですね、両者が、双方がですね、よく調整をしていただいて、譲歩していただいて、どっちがどう譲歩していただいたかわかりませんが、そういうことで8時までになったということですね、非常に歓迎を実はしています。ただ、課長の報告では特段の苦情はなかったということで報告を受けているんですが、先ほどの話の中にちょっと何かあったようなふうにも感じたんですが、参考人、その辺はいかがですか。

大川内参考人

去年話し合いを、ことし話し合いをした中でですね、取り決めをして、内容的には今言われたとおり守れない分野もあったというのは認識をしています。地権者からは強く担当課長も言われています。それはきょう時間を、8時というのを守れなかったらあすの朝閉鎖しますというのは、これは担当課長のほうにもですね、厳しく申し伝えてありますし、もしあった場合の対応については一応区長のほうに一任しますということで入り口に今でもですね、置石を、大きなコンクリートを置いてあるのは事実です。それとちょっと補足なんですけれども、先ほど6時のところが視点になってるんですが、これについてはきょう出席の皆さん、それから地域の皆さんとそこまではしょうがないかなということの中で、本当は海岸線に住んでる人たちは6時なんですよ、本当は。もう海水浴は6時まで泳げば十分じゃないのって、なんで夜っていうのは当然やはり省くためには6時で本当はあるんですよ。ただし守れなかった場合については今後もこれは継続・持続していきますよということで御理解をいただければなというふうには思います。朝の時間についてはですね、やはりこれは大きな反省を行政してもらわないかと、約束が全然守れてないよと。それで看板にもちゃんと取り決めをして、ちゃんと記録としても資料としても残っているのに駐車場の看板が夜の8時だけっていうのはなんで載ってないんですかって、利用者からみれば朝は何時からでもいいって解釈なんですよね。そこに管理組合を、海の家が管理組合をつくってしっかりと管理していきますよということをやちゃんとそれを条件に我々地域はオーケーしたわけですから、同意をしたわけですから、そのところを守ってもらわずにもし事故でも起きた場合には、た

だ3度だけはですね、苦情が来ましたので、私のほうで開けました。これはもうやはり障がい者の皆さんも待たされてですね、ちょっと入りたいということでもう7時でしたので開けてやったのが3回あります。それも一つはやはり違反ですよというのは、まだことしの反省は対話してませんので、行政のほうに強く申し入れたいと思います。それと看板の問題をなんで6時が抜けたのか。だから6時が載ってないということは、管理組合の皆さんが鍵を開けるのは何時でもいいんですかっていう捉え方なんですね。じゃなくて、議論したのは朝の6時から夜の8時までですよって、看板も6時から8時ですよってことでちゃんとうたっている。うたっているにも関わらず看板もなんでそこにそういうふうになったのかなというのは非常に未だに疑問に思っています。ちょっと不信感がありますね。

以上です。

濱崎國治委員

今回ですね、こういうふうにして6時から午後8時までということで双方が確認されたんですけども、さてこれがですね、来年以降についてもこれが基準になるような気がずっとですよ。ことしがシーズンが終わって来年のことを言うのは何かですけども、もし今の段階でですね、さてどうなるのかなというのを危惧するんですけども、参考人の御意見はいかがですか。

仮屋園一徳委員長

今、平成28年脇本海水浴場駐車場管理運営に関する協議書というのが、案ですけどありますので、これを配付したいと思います。

(資料配付)

それでは、参考人からお願いします。

大川内参考人

これについてはですね、毎年海開きが始まる前に海の家、地域合同の会議があるんですけども、その中でその分については提案を、また新たな提案はしたいとは一応思っています。だから約束事は、約束をしたわけですから、それで地域もそれに同意をしたわけですから、それはやはり守って、最低限守ってもらわないかんルールだと思いますね。そういうのがあったから今陳情書という形になって、10年間の中で協議したけれどもなかなか守れないから陳情書という形になってるわけですから。それでまた来年の協議会に向けては地域の役員の方々とともに協議をしながら、それと地権者、一番重要なのは地権者です。地権者のほうはですね、いつでも契約を解除しますというのは言っていますから、やっぱりそういうところは守っていただかなければですね、一応そこは朝の時間についてもまずは担当部署のほうに看板とその2点の問題についてはですね、まだ問題提起いたしておりませんので、問題として提起はしたいと思います。

濱崎國治委員

先ほど問題提起されました中の一つに、海の家施設のことがありましたけれども、占用期間についてはそれぞれ、海の家の方については、私どもが持っている鹿児島県海岸占用許可実施要領によればですね、海の家については3年以内とか、あるいは仮設工作物については1年以内ということが書かれているようなんですけれども、そこでこれについては多分、阿久根市のほうが、占用許可願があったら阿久根市のほうが県に意見進達をして許可をもらえるようにするという手順になると思いますが、そこで先ほどの問題からすればですね、台風が来た時にこうこうだったとかいろんな課題もあったようなんですけれども、陳情者のほうからですね、この許可について、いわゆる占用許可について

何らかのアクションをされるような考えがあるんですか。

大川内参考人

あります。占用期間についてはですね、実はことしから、今までは3年間だったのが1年間になってると思います。これについてはそれぞれ海の家個体ごとにですね、1年を経過したごとに地域の声、担当部署の声を反映をして、そして県のほうに占用許可申請と一緒に上げるということで、1店舗についてはことし、そういう形で整理しました。それぞれの行政の関係部署もですね、もらってはおりますけれども、中身的に抽象的なものもあるもんですから、初めてことしの春ですね、県の担当部署の方が初めて10年間の中で入っていただきました。その中でですね、まずびっくりしたのが10年間議論したものが全然県のほうに上がってなかったと、行政のほうで全部全てが止まってしまったと。これがまず一つの大きな問題ですね。今まで10年間の中でですね、それぞれ問題点のたんびに、問題を協議するたんびにですね、行政のほうから回答書をいただいております。20部くらいですね。場合によってはこの回答書もつけて県のほうに陳情書なり、陳情書という形じゃないですけども、まずは要請文書なり、そういう形で整理をせないかなのかなというのが、これが一つには地権者の声もございます。地権者のほうからもございまして、一応するしないは今のところ、する方向でちょっと議論していこうかなというのは思っています。それと県が初めて入っていただいて議論する中でですね、許可申請は受けるんだけど、許可申請を受けるに当たっては全ては行政なんです、地域の。行政の意見を聞いて県は印鑑を押すだけなんです。その中身を知った時にですね、もうがっかりしましたね。はっきり言ってなんだったの10年間はと。1つの店についてはですね、担当者が勝手にしてるというのわかりまして、それも証拠としてありますので、こういう部分も県にちょっと聞きました。県に聞いたらですね、許可申請に当たってはどういう基準があるんですかって聞いた時に、まずはそれぞれの窓口は行政ですと。その中で既存の店の意見を聞くということ。それからあと一つは地域の声を聞くと。その地域の声も聞かれたこともないし、前区長さんに聞いてもですね。そういうものが今まで過去に一回もない。過去に1回もないというか最近はありますね。そういうこともわかりましたので、もう一つはいろんな問題が山積みしてるんですけども、許可申請、許可の取り消しというのはあるんですかって聞いたんですけども、許可取り消しっていうのはないと、今のところ。なんでですか、おかしいんじゃないですか、許可申請を許可したんであれば何ら大きな問題が発生した時にはどういう対応をするんですかって言ったら、方法としては地域からそういうものを県に上げてもらうのが一番いいですねっていう回答でした。であるとすれば、そこらあたりを整理して行政が窓口となってやっていただければ一番本当はいいんですけどね。でも10年間のことを考えたときに、直接がいいのかな、地権者の声も反映すればですね。そういうふうには思っています。

濱崎國治委員

今、参考人の話を聞いてちょっと意外だったのがですね、県が10年来現地を見ていないということですね、私どももこの陳情があった時ですね、現地でいろいろ説明を受けたときに、ある1店舗について非常に出入り口をつくって松林を荒らしていたということを目にしてですね、これは県はどう思っているんだろうかなというのがですね、考えたところですけども、納得しました。ありがとうございます。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

白石純一委員

今、濱崎委員から出たことなんですけれども、本来、占用期間としては、海岸占用許可実施要項では3年占用する期間は3年以内と決められている。以内ですから今地元としては1年に限って占用を認めているという理解でよろしいでしょうか。

大川内参考人

占用期間で、県が定めてますので、今までは3年おきの切り替えでよろしいですよつというのを今回から1年おきでしたね、1年で切り替えをなさいと、1年ごとに申請を上げてくださいというふうになってますね。先ほど県の話が出ただけなんですけど、この1年は1年でそれなりの意見を付す機会というものが1年ごとにありますから、それはそれでいいのかなと。あとこれにですね、建物の関係なんだけれども、2階建てですね。海岸べたで2階建てにしますと当然飛んでくるのは当たり前のことなんです。これも県はですね、申請書に2階建てで上げればそのまま許可してしまうんですね、県は。だからそういうことではなくて、やはり地域、そこの現場を見た中で家もあります、施設もあります。2階建てをすれば当然台風が来れば飛ぶというのは誰でもわかるわけですから、そこらあたりの規制をつくってもらわなきゃいけないかなと、そこあたりも一つの県に問題提起する材料としては考えております。これはちょっとした補足です。

仮屋園一徳委員長

今の占用の件ですけれども、3年以内としてるのは先ほどもありましたように今の分については1年契約となっているというふうになってます。

白石純一委員

あと、同じく仮設工作物、この海の家は仮設工作物に当たるのではないかと思うんですが、これについては1年以内ともともとありますので、本来であれば1年以内に撤去しなければいけないものなのかと理解しますが、参考人の理解はどのようでしょうか。

大川内参考人

地域はですね、できれば海を家の撤去については海開きのシーズンが8月末で終わるんですね。それで県外・県内、磯海水浴なんかをちょっと確認した中でもそうなんですけど、できれば海開きを終了した時点でほといていただくというのが一番いいのかなと。ただこれについては、やはり今まで脇本海水浴場については過去も含めてですね、1年間通して使用する海の家、そういうつくりをされてますので、そこあたりは本当に大工さんが入って専門の人が入って飛ばないよというところですね、それが確約できればそれでもいい気はするんですけれども、ただやっぱり過去のことを考えればですね、やはり基礎がないですから、砂の上に建ってますんでね。8月末、基本的には海開きが終了した時点というのがいいんじゃないですかね。

白石純一委員

別件なんですけれども、水上バイクがやはりウミガメの上陸に悪影響ではないかというふうに考えておられると思うんですが、鹿児島県内、あるいは県外でも海水浴場もしくは海岸でウミガメが上陸している場所で、水上バイクを条例または自主的な規制で禁止しているという例は御存じですか。

大川内参考人

直接聞いたことはないんですけれども、市の職員からウミガメの上陸するところについてはそれぞれ行政の基準というのが非常に厳しくて、島なんかは非常に厳しくてないと、そういうのは市の条例で決まっているということはちょっと聞いてます。ただ担当

部署にそういうのを県内を、ウミガメの最大の鹿児島県、最大の上陸地であるわけですから、そういうところの情報をお願いをしてるんですけども、なかなかその情報というものがないです。自分で調べればあるんでしょうけれども、せっかく担当部署もあるし、まずはその部署にですね、お願いはしてございます。県内のそういう情報はないのかと。ただウミガメの、話に聞けばウミガメが上陸する島等では非常に厳しいと、何するにしても厳しいというのは聞いてます。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

中面幸人委員

ことはいろいろ海開きもできないのかなというふうに変心配した中で、協議がなされて一応6時が8時という形で協議がなされた中でことし終わってるんですけどもですね。私は自然、あるいは地域の自然環境ですね、そしてまた観光面、そしてまた観光面等をいろいろと考えたときにですね、観光面または業者等の経済活動というのを考えたときに、先ほどから占用期間の問題、建物ですね、そういう問題とか、バーベキューの煙ですね、バーベキューの煙についても、こういうのがもし来年ですよ、来年の許可をする段階でこういうのが出て来ればなかなか難しいのかなというふうに思ってるんですね。やはり夏ですから、バーベキューとかやりますよね。それでまた例えば建築物についても大工さんを入れて結構お金をかけているところもありますよね。こういう中でことしはなんとかうまくいったけど、来年こういうことを、必ず海の期間が終わったら撤去してくださいよとか、例えばバーベキューの煙が入ってくるからバーベキューはしないでくださいよとかなればなかなか厳しいというふうに思うんですよね。こういうことの結果を踏まえた中で、来年どうするかの問題についてですよ、この辺あたりはどんなもんなのか、お互いにそれぞれ生かしていかなければならないわけですから、その辺りはどういうふうに陳情者の方は考えていらっしゃいますか。

大川内参考人

地域、特にうちの隣の方なんですけど、今の店になってからなんです。そのバーベキューが海の家、利用客に必要なのかっていうところから入るんでしょうけれども、とにかくどういう状況かっていうのは皆さんがですね、ちょっとこう目をつぶって自分の家の庭でですね、10人規模で焼肉をしてみてください、風上に立って。全て煙が家の中に入ってきます。これ、直近のなんですよ。

(写真資料を提示)

こういう状況です。見えません。家は見えません、庭も見えません。こういう状況ですね、本当に夏になれば、春から夏になれば西風が来れば最悪なんです。でも南西の風がほとんどでしょ。だからおいと煙という形。だから煙は風が強い時にはふわっといくんですけども、においというやつはですね、自分の家で焼肉をするときに、皆さんそれぞれ経験があると思うんですよ。あれが毎日来ると考えたらですね、それはとてもじゃないですよ。だから海に家の経営というところから捉えれば重要なことだろうとは思いますが、言わせれば煙とおいにはやらんでくれと言いたいのは現実的な声です。それが毎日来ればですね、窓は閉めざるを得ない、窓を閉めれば夏はエアコンを入れざるを得ない、朝早くからですね。大体10時くらいから始まりますんで、準備がですね。それは施設にしても一緒です。施設の皆さんも涼しいうちはできるだけ自然の風を施設に入ってる方も入れようと思ますから、夜も含めてですね。どうしても暑くなった時に窓を閉めてエアコンという形で、これはどこの家も一緒だと思いますね。こ

ういう感じです。隣の家が見えないくらいの煙です。においは県道、バス通りを越えて向かいの家もおいはすると、こういうことですね。だからそれを認めるか認めないかというのは我々地域としては、ならどういうふうに思いますかって言われれば止めてくださいよということしか言えないと思いますね。何で焼肉が海の家に必要なんですかって、海水浴に、昔は海水浴に来る人たちは水の提供とジュース、かき氷ぐらい、それと軽食ぐらいだったんですよ。でも投資をしてるから投資する分を取り戻そうとすればいろんなことをせないかん。ただそれも限度がありますよね。だから家がなければいいですよ、何でもやって。だけど施設もある家もある。

(参考資料として提示資料を回覧)

山田勝委員

実は、ほんとに大変な問題やなと思ってるんですが、ただ近ごろ私がふと思ってるのが、阿久根大島の観光に陰りが見えてきてますよ。ことしも1, 300人くらいですよ。脇本海岸は大体2万人近く来てますよね。ですから個人的な私の考えですが、あんまり阿久根大島にかけ過ぎたねって、脇本海岸、折口海岸にそういう海に観光はせないかんかったねって、自分個人的には思っていますよ。そういう中で、こういうことが出てきた。でも、現実が一番危惧するのはですね、鳥飼先生のおそこが今奥さんが生きつといやっでよかいどんからん、今後については、子供の時代になったらもう閉むっどって、それで終わりですもんね、終わりです。だから閉めれば終わりですよ。だからそういうことを考えて抜本的に海水浴場を考え直さないかんと思はいますよ。皆さん方に迷惑かからないような海水浴場を。そうしないと毎年毎年こういうですね、議論をしてですよ、しかも今参考人が言われるような気持ちも十分わかりますけど、また海水浴場からすればですね、あわせて人が多くてできるだけ利益が上がってて思うのもこれも当たり前の話ですね。ですからそういうことであればもうちょっと海水浴場の運営のやり方とか、あるいは捉え方とかひっくるめてね、考え直さないかんと思はいますよ、業者の人も入れて。そうしないと前によく進まないと思はいますよ。せっかくある場所をですね、有効に利用できないということのほうが悲しい話ですよ。ですからきょうは十分私は聞きました。ですからそういう方向で今後は考げないかんねって、鳥飼先生が閉められれば終わりやっで、もういつでも閉める状況やっでな、聞いてみれば。そういうことです。終わります。

大川内参考人

今、岩船の話がありましたけれども、あそこは人家もちょっと遠いし、いいんだけれども、やはり私たちの小さいころからあそこは離岸流が発生するんですね。子供たちが何人か死んでますよね。だからやっぱり海水浴としてあそこは禁止地区なんですね、離岸流で。やはり地域もですね、あれだけの3キロの海岸、砂浜、きれいな海、県内有数です。私たちも地域でどうのこうのというのは思っていないんですよ。うまく活用していただきたい、来ていただきたい。ただやはり宣伝は宣伝で行政もやるんだけれども、受け入れ態勢のほうはできてない。例えば100台しかとまらない駐車場にどんどん宣伝をして車は500台、700台と来る。そうすれば、地域の裏道に車をとめる。奥の人たちは車を出せない。だから非常にちょっと裏を返せばそういう小さい問題がいっぱいあるんですよ。なら駐車場を増やせばいいかという問題でもないですよ。やはり基本としては、あそこは自然を残さないかんというのは、これはやはりみんなが考えていかないかん問題です。特に議員の皆さんもですね。やはりウミガメ、シロチドリ、絶滅危惧種が昔からいるんですよってそこは。だからそれを守るためにどういう共生をすれば

いいんですかっていうのは本当にみんなが真剣に真摯に議論せないかん問題なんですよね。だからそれを今までしたのが10年間の上積みなんです。だから私たちも決してこれがだめ、あれがだめで、海の家の方から言えばあれもだめ、これもだめじゃないんですよ。でも地域も我慢するところは我慢してるんですよ。だからそこだけは理解をしていただきたいと思います。それときょうはですね、集落の三役と、あわせて防風林の、そこも一つの問題なんです。駐車場と防風林。あくまでも防風林もこれは個人の所有地ですから、県に防風林指定をされているということだけであって、これについてもですね、ここ5年間、6年間で松の木をかなり伐採されてますので、10月の末に松をちょっと手配してもらって、行政に、定植をするようにしてます。それできょうはその地権者の阿久根支部長さんが見えられてますので、定植も含めてですね、ちょっと意見を聞いていただければと思います。

仮屋園一徳委員長

補助者から意見を聞くということでもいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは補助者、お願いします。

跡上補助者

私は跡上といいます。鹿児島に本部がある渚を愛する会というのがあるんですけども、その会員に一応なってます。渚を愛する会というのは、昭和40年代に非常に日本が好景気が続いた時に鹿児島県内だけでなかったとは思いますが、あちこちできれいな海岸線にホテルを建てたりいろんなものをつくったりということで、自然の美しさが、海岸線がなくなっていくというのを守ろうとして立ち上げられた組織だそうです。鹿児島市立病院の副院長だった福田正臣先生が最初は責任者でした、もう亡くなられましたけれども。ということで、県下のいろんな海岸線、見て回られて福田先生は脇本海岸が鹿児島県内では一番いいというふうな評価をいただいてですね、あそこに記念碑まで建てることになったわけですけども、そういうことで私は、私の家内が最初入ったんですけども、後に続いて入って、活動を、大体1年に1回は海岸の清掃をやられます。そういうのに参加して、海岸をきれいにしようと、海岸だけじゃなくて、今は防風林、保安林に指定されております松林もですね、きれいに維持しようという活動を行っております。ちょっと話が長くなりますけどいいですかね。

[「どうぞ」と呼ぶ者あり]

私はもともとは自衛隊でして、あちこち回ってきました。小さいころに、小学生のころですね、主に、別れ遠足というのがあって、いつも3月には脇本海岸を脇本のほうから岩船神社のところまで歩いて行って、そこで相撲をとったり、走りぐらんをしたりしてですね、楽しく過ごしたものでした。非常に懐かしく思われて、仕事で疲れが出てきて、特に上司に厳しくやられて心身ともに疲れ果てると、まず思い出すのは脇本海岸でした。それから笠山、黒之瀬戸、やっぱり誰しもそうかどうかわかりませんが、やっぱりつらくなるとどうしてもふるさとのいいところを思い出して心を落ち着けようと、こういうふうになったのを思い出します。そして帰って来てみますと、私たちが小さいころあった松林が全部なくなって、雑木に変わってありました。そこで私は昭和15年生まれですけども、三笠中15年会、還暦の祝いを記念して、みんなであそこに松の木を植えようやということで市の許可をいただいて松の木を植えて、それが先輩にも伝わり、後輩にも伝わって松の木が植樹をされております。非常にうれしいことだと思いますが、まだまだ不十分だと思います。不十分だと思うのは、唐津に虹の松原とい

うのがありますけれども、皆さん行かれたことはあるかもしれませんけれども、素晴らしいです。あれは市がやってるのかなとちらっと思いますけれども、ほんとに大きな松から小さい松まできちんと植えてあります。ああいうことをできれば市や県のほうでもしてもらいたいなど、本音はそういうところです。今、後輩の方々も松を植えていらっしゃると思いますので、そういうことで続けていったほしいなと思いますし。渚を愛する会のほうでもああいうところを松林そのほかの木も大事にしていかなければいけないのにちょっと切り崩してあったりしてですね、非常によくはないなと思います。ただ、全然切らないで道路もつukらないで海の家というのはできるはずはありませんので、必要最小限にしてほしいと、こういうふうな気持ちです。今、山田議員のほうからも話がありましたけれども、素晴らしい海岸ですので、観光資源にやっぱり使えればいいんじゃないかと思います。ある人がいいましたけれども、あそこにホテルをつくったらどうだろうか、昔あったような気がしますけれども、そういうのも考えながら、また駐車場も考えながらですね、やはり落ち込みつつあるこの阿久根を、阿久根の活性化の一つにもなるかと思っておりますので、よく整備をして自然もきれいだし観光としても活かせる。また、地元の下村集落の方も迷惑を受けないというふうな、そういう決まりをつくってですね、やっていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。ちょっと長くなりましたけれども、そういう気持ちです。

仮屋園一徳委員長

ここでほかの補助員の方でこれだけはどうしても言っておきたいということがあればお聞かせ願いたいと思います。参考にしたいと思っておりますので、なければよろしいですけど。ありませんか。なければほかに委員の方から。

山田勝委員

今、跡上さんからですね、大変いい話を、ですから私たちもあその海岸はですね、ほんとにいい海岸でした。小さいころから岩船神社に遠足があってですね、そして夏休みには集落で親子会でですね、下村海岸に一日遠足に来たという思い出もたくさんあるんですが、いつの間にか例えば松くい虫でちんがらいやられてですね、その時に松くい虫の駆除をしなかったということもですね、大きな責任だという気がしますよ。なんでかっていったら大島はなんとか生きてるじゃないですか、松がですね。虹の松原もですね、いろんなどころの松が生きているんだけれどもここは松くい虫でやられた。海岸だったということもあるけれども、やはりそういう行政側の管理の不足もありますよ。でも今こういう問題が発生してよかったと思うのは、こういうときにこそですね、どうしたらいい海水浴場が、今さっき言われたこういういい場所を、そして阿久根市のふるさと創生になるようなそういう収め方をしないといけないという気がするんですよ。このままだとね、私が感じるのは鳥飼さんが閉めたら終わりですよ、あそこはですね。可能性は十分あります。ですからその付近は私たちも今後考えないかんし、皆さん方もですね、そういう気持ちで受け止めていただいて何とか、みんなが百点というのはでけんたいどん、少なくともお互いに協力できるところまでは協力しながら今後、いい結果に終わらせたいなと思って、これは私の考えですので、よろしく願います。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

岩崎健二委員

1点だけ教えてください。

防風林の地権者はどなたになってらっしゃるんですかね。県ですか、個人ですか。防

風林の地権者は。

大川内参考人

地権者は場所によっては個人、全部ということではなくて、個人です。ただ、県のほうから、うちの家の裏もそうですね、県の防風林指定になってますから、個人のものであって個人のものでないということですね。だから所有者が1本切るにしても許可がいる、県の許可がいるという非常に厳しい規制があるんだけど、はい。

岩崎健二委員

民有地が入ってるということですね。個人の所有地が入ってるということですね。県有地もあるんですか。

大川内参考人

市有地もありますね。県有地もあります。

[「協議会に」と発言する者あり]

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 11:07~11:08)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

野畑直委員

先ほど渚の会の跡上さんからちょっと発言がありましたけれども、私たちが現地調査をした時にですね、我は海の子ですか、歌碑があって、あれももうどこにあるのかわからないような状況で大変残念だということを実地調査の時に言われておりましたけれども、私たちはこの陳情の中にはありませんけれども、現地に行って初めてわかったことですけれども、やはり市の商工観光課にしても海の家を設置に当たっては、その辺もしっかりと配慮したものを今後つくって、海を家の設置に当たってはですね、やはりそういういろんな思いがあってできているわけだから、そういうことも陳情しなくてはいけないのかなと思ったところでもあります。たしかに松については、外来というか最近の松については松くい虫がつかないという松があるみたいですね、私たちが今、中津浜海岸のほうに7、8年前に植えて大分大きく、1年で5、60センチ大きくなってですね、なりますので、やはりそういう私も50年くらい前に、中学生のころに海水浴に行ったことがあります、まだ松が大きい時にですね。だから昔みたいな脇本の松林のある海岸ということで今植樹されたら我々が生きている間はありませんが、そのようにいろんな思いが伝わるようにですね、守っていつてもらいたいと思っておりますので、先ほどから言われるように地域としっかりと連携をとって迷惑のかからないというところをどうするかというのは今後深く考えていかなければならないのかなと思っておりますので、やはり渚を愛する会の跡上さんが言われたことを忠実にやはり我々も商工観光課等とも話し合っていかなければならないのかなと思っております。

大川内参考人

今の歌碑の問題についてはですね、担当部署のほうに文書として出してございます、要請をですね。それから松の木の問題、山田議員のほうからあったんですけども、阿久根大島の木と一緒になんですね、大きくなるとれば、このぐらいの。あれはあそこ一帯

がですね、端から端までたばこだったんです。で薬をかけられなかったっていうのが一つの大きな一番の要因なんです。かけたかったんだけどもたばこに薬がいくと、それが一つの要因ですね。それからもう一つ先ほどから自然を守るということでありがたいお言葉いただいているんですけども、今担当部署とですね、ちょっと協議をしてるんですけども、ウミガメ、シロチドリが春から上陸しますよ、卵を産みますよというところで、岩船のほうからですね、2.5キロくらいをですね、堤防上を含めれば1メートル以上あるんです。あそこを遊歩道にしたらどうかと。逆にだめだよだめだよということではなくて、遊歩道を解放してつくって、今ウミガメが上陸した後も見れますよ、シロチドリの卵も見れますよということ、そうすることによって海岸に人が下りて行かないというのをしたらどうかと。それで場所的には堤防の上をずうっとしていけば問題がないよね。ただ岩船のほうは堤防が砂で埋まっていますから、そこが若干手がいるねっていうところで議論をしていますので、きょうはせっかくの機会でございますので、議員の皆さんもですね、それをちょっと頭の隅っこに入れていただいて、自然を守るための遊歩道の設置というところで今後協力をいただければとなというふうに思います。それから防風林についてはですね、松の木の定植、還暦で話がありましたけれども、実はきょうの出席をいただいた奥さんたちが第1号です。還暦第1号で始まってですね、3キロの半分、1.5キロはもう還暦の松でほぼ埋まりました。あと半分残っていますね。そういうことで、これも情報提供と今後の協力というところで皆さんにおつなぎをしたいと思います。ありがとうございます。

白石純一委員

きょう出たことの2点、確認をさせてください。

まず1点目は、看板について今8時までとなっているものは、ことし設置されたもので、開く時間が6時というものが入っていなかったということなんでしょうか。

2点目としては、業者の中で勝手に書類をつくられていたという発言がございました。これは占用許可か何かを勝手にということでしょうか。

以上です。一問一答がいいでしょうか。

仮屋園一徳委員長

まず一点目の看板の件について、参考人。

大川内参考人

駐車場の鍵の看板ですね。それについてはですね、私も途中で、よく見ればよかったですけれども、途中で海開きが始まってから鍵の管理は管理組合をつくって海の家がするという結論が出たものですから、なかなか駐車場にも行かなかったんですけども、車がそうして中に入れずに停まって何回か開けたといいましたよね、冒頭。その中でおかしいなということでのぞいたらその看板が、協議をして、皆さん出席をした中でその時間は決めたのにもかかわらず看板がそういうふうになってなかったというのは、私もそうですけども地権者からも、向こうのほうの南側の地権者からも昔から看板は利用者の皆さんに目立つように大きいのを建ててくださいというのが数年前から地権者の要望・要請だったんですね。そこあたりからしてもちょっと残念かなと。

白石純一委員

その看板はことし建てられたものだったんですか。

大川内参考人

その会議終了後、海開きが控えてましたので、それに合わせて急遽、手づくりですかね。

白石純一委員

二つ目の質問は、何かその業者さんが勝手に書類をつくられていたというのはどういう書類だったのでしょうか。先ほどの御説明の中で一業者が何か勝手に書類をつくられていたというようなことをおっしゃられたんですけど。

大川内参考人

店の申請の件ですか。あれを説明すれば非常に行政の立場が悪くなるんですけどいいですかね。2店舗の店、店の名前は言いませんけれども、ここにも資料があるんですけども、許可書を出すときに海の家の説明もなかったと、既存のですね。既存の海の家にも説明がなく、地域にも説明がない中で担当者の一存で許可申請書が県のほうに出されたということなんですね。それは既存の海の家、その時2軒ありましたけれども、その2軒の店の方も憤慨をされてました。地域にも当然そういう説明はなかったですね。一番問題になったのは平成何年だったかな、ちょっと資料はあるんですけども、その同じ担当者の方が毎年1回地域で会議を開く中で、今後海の家は拡張はさせません。新しい海の家もつukらない方向でいますというのを回答されたんですね。その後の新しい店の許可だったものだから、そこでちょっとあれってということで騒動になったのはあります。

仮屋園一徳委員長

委員の方に申し上げますけども、参考人が終わった後に委員の意見交換は行いますので、よろしくをお願いします。

ほかに。

山田勝委員

結局その先ほどの資料は、その業者は阿久根市の意見書はもらわないで県に許可願いを出して許可を受けたということですか。

大川内参考人

そうです。一番問題のある店ですね。

山田勝委員

それは県のほうも問題やんもんわ。そういうのは取消しになっとやっかんや。例えばこの許可についての中で、「市町村長の意見を聴くものとする」で。「占用の許可を行おうとする場合には、原則として期限を定めて当該占用に係る海岸が存する市町村長の意見を聴くものとする」でけてあったいどんからん、原則としてやっでかんまんたろかい。

仮屋園一徳委員長

その辺についてはですね、委員会のほうで確認をしたいと思います。ほかに。

[「委員長、休憩を」と呼ぶ者あり]

休憩にいたします。

(休憩 11:18~11:19)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、陳情第9号についての審査を一時中止します。

それでは、ここで委員会を代表してお礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございました。本日、お聞きいたしました意見を参考に審査を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(参考人、補助者退室)

ここで10分間、休憩いたします。

(休憩 11:20～11:34)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

参考人への意見聴取が終了いたしました。

ここで、委員の皆さんから意見を伺います。

岩崎健二委員

いろいろな問題が出てきますが、この防風林の地籍図関係を資料として請求をお願いしたいと思います。

仮屋園一徳委員長

はい、わかりました。

中面幸人委員

きょう参考人ですね、いろんな意見を聞いてですね、やはりただウミガメを守るとか、地域の人たちのそういうバーベキューの煙なんかがどうのこうのとか、そういうだけの問題じゃないように私は捉えました。

これはしっかりとやっぱり、委員からもですね、観光面についての、今後の観光面についての話もありましたようにですね、これはしっかりとやっぱり、行政がしっかりせな、基本的なものを取り組まないですね、なかなかこういう問題出て来るんじゃないかと思っておりますので、しっかりと委員会でですよ、基礎づくりをしなければならないと思っておりますので、ただ今回の事だけじゃなくて、まだ継続してですね、ぜひこう根本的にですね、観光面についても行政がしっかりとした考え方を、方向性を示す必要があると思うので、そこも含めながら、今後継続してもらいたいと思っております。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

仮屋園一徳委員長

ただいま委員から継続審査の意見が出ました。ほかに。

野畑直委員

先ほどですね、平成28年度脇本海水浴場駐車場管理運営に関する協議書案というものを配付してもらいましたが、これは案のまま通ったのか、それとも別に協議書があるのか、そこをはっきりしてもらわないと、案のまま配付をされたものについて、何も言えないところがあると思っておりますので、この協議書をもらいたいと思っております。

仮屋園一徳委員長

はい、わかりました。調べて回答いたします。

山田勝委員

ただ、来年度の海水浴に向けてやっで、非常にいろんなことを語っていかないかと思うので、現場ももう一遍見て、そいでいろいろしてみらないかんだんからん、少なくとも

も3月議会までは出さないかんでね、結論を、委員会構成も変わってくっで。

仮屋園一徳委員長

山田委員からありましたように、できるだけ早く、3月までということで1月中には終了をしたいと思います。ほかに。

白石純一委員

県の申請の過程で書類で不備があったんではないかというような参考人の意見もございましたので、その辺もしっかり調査すべきだと思います。

仮屋園一徳委員長

はい、わかりました。ほかにありませんか。

濱崎國治委員

きょう話をしてですね、非常に思ったのは、脇本海岸のですね、非常に貴重な資源ですので、あそこはやっぱり守るというのも必要であるし、その資源を活用してですね、阿久根の活性化を図るというのも必要だということで、それにはやっぱり、あそこに海の家、いわゆる休憩施設がですね、必要だと思います。中には休憩所を利用されない方もいらっしゃるんでしょうけど、やはり休憩所があるということで来て、利用される方も多と思いますので、その辺の兼ね合いをですね、どうするかというのが非常に課題ですので、その辺も含めてあそこの、これ将来的な展望ですけれども、今回のこの陳情を踏まえてですね、あそこの海水浴場を、脇本海岸をどういうふうにして市は今後しようとしているのか、開発計画ですね、やっぱりそれをつくるべきだというふうに思います。それもちよっと陳情書とは直接は関係ないんですけども、それをえらい感じました。これが今後ですね、また来年も、再来年もですね、同じような問題が出てくる可能性がありますので、ここでですね、将来の展望とか、計画というのをですね、市にもやっぱり策定してほしいなあと思いますね。

山田勝委員

今、市に策定してほしいということは最終的に市が策定しますよ。でも、議会の中でもいろいろ言ってですね、参考になるような意見ががんがんに言って、やっぱり一緒になってつくるといってないと、私はいかんと思うけどな、現実にはわからんたっで。

濱崎國治委員

おっしゃることはよくわかります。ただ、市がつくる時はいろんな人の意見を聞いてつくるところからですね、そこんところはそういうふうに、私の先ほどの意見は御理解いただきたいと思います。

[発言する者あり]

仮屋園一徳委員長

それでは、ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております、陳情第9号、脇本海岸海の家の営業時間と営業内容の見直しに関する陳情については継続して審査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決しました。

なお、今後の審査日程については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

これまで5つの所管事務調査項目について調査を行ってきましたが、今後、調査を行いたい内容がありましたら、その理由も含めて委員より意見を伺いたいと思います。

ここで休憩に入ります。

(休憩 11:40～11:55)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

所管事務調査の件について、確認をいたします。今後について最終的な委員長を報告を3月議会でするためには、1月中にある程度調査を終わらせてまとめに必要があります。

それぞれの調査項目について、地元企業の育成と商店街の活性化については、海連を調査すること、もう一つは道の駅の件について、所管課を呼んで意見を聞くということにしたいと思います。

それと海を活用した観光行政と宿泊施設については、北さつま漁協との意見交換を計画したいと思います。

道路河川等の危険個所の整備については所管課を呼んで要望等を出して調査をしていきたいと思います。

集落営農を活用した農業振興については、所管事務調査を1件行いたいと思います。

南九州西回り自動車道サービスエリア等に関する調査につきましては、無料区間のサービスエリアを調査をいたしまして、箇所を調査したいと思います。それと商工会議所との意見交換も行っていきたいと思います。

ということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。なお詳細な日程等については、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

次にその他ですが、委員の皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で産業厚生委員会を閉会いたします。

(閉会 11時58分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳